

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬橋隆紀

埼玉県人事委員会規則七一九八一

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二

二二）の一部を次のように改正する。

別表第七ハの表中

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
30
31
31

31
32
32
32
32
33
34
35

に改める。

別表第七ホの表中

62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
64
64
64

を

61
62
62
62

62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63
63

に改める。

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務」を「級別職務分類」に改める。

第一条中「の規定による職務の級についての標準的な職務の内容」を「に規定する級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務」に改める。

第二条第八号中「正規の試験」を「採用試験」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第九号から第十一号まで中「競争試験」を「採用試験」に改める。

「第二章 級別標準職務」を「第二章 級別職務分類」に改める。

第三条を次のように改める。

（級別職務分類）

第三条 条例第三条第三項に規定する級別基準職務表の基準となる職務（別表第一において「基準となる職務」という。）とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第一に定める級別職務分類表の上欄に掲げる組織において

同表の中欄に掲げる職務の級ごとにそれぞれ同表の下欄に定める職の職務とする。

第五条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第十三条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第十四条第一項第一号中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第十九条第一項第二号中「いる」を「おり、かつ、その者の勤務成績が良好であることが明らかである」に改める。

第三十二条中「人事委員会規則」を「委員会規則」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 級別職務分類表（第三条関係）

イ 行政職給料表級別職務分類表

組織	職務の級	職
知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	二級	専門員
	三級	協同組合検査員 講師 地域機関の課長 主任職業訓練指導員 助教授 工事検査員 監査員 主任専門員
	四級	困難な業務を分掌する協同組合検査員 困難な業務を分掌する講師 困難な業務を分掌する地域機関の課長 困難な業務を分掌する主任職業訓練指導員
	五級	困難な業務を分掌する助教授 困難な業務を分掌する工事検査員 困難な業務を分掌する監査員 主任協同組合検査員 主任講師 科長

	<p>地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び社会復帰部並びに農林振興センターの部長を除く。）</p> <p>次長</p> <p>職業訓練主幹</p> <p>教務主幹</p> <p>教授</p> <p>施工監理主幹</p> <p>主任工事検査員</p> <p>主任監査員</p> <p>収用委員会事務局副事務局長</p>
<p>六級</p>	<p>本庁の副所長</p> <p>調整幹</p> <p>副室長</p> <p>副報道長</p> <p>主席県民相談員</p> <p>出納審査幹</p> <p>地域調整幹</p> <p>副支所長</p> <p>支所長（自動車税事務所大宮支所及びパスポートセンターの支所長を除く。）</p> <p>副校（園）長</p> <p>主席講師</p> <p>地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び社会復帰部並びに農林振興センターの部長に限る。）</p> <p>地域機関の総務部長</p> <p>農業革新支援部長</p> <p>副主席工事検査員</p> <p>副書記長</p> <p>主席監査員</p>

	<p>困難な業務を分掌する主任協同組合検査員</p> <p>困難な業務を分掌する主任講師</p> <p>困難な業務を分掌する科長</p> <p>困難な業務を分掌する地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び社会復帰部並びに農林振興センターの部長を除く。）</p> <p>困難な業務を分掌する次長</p> <p>困難な業務を分掌する職業訓練主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教務主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教授</p> <p>困難な業務を分掌する施工監理主幹</p> <p>困難な業務を分掌する主任工事検査員</p> <p>困難な業務を分掌する主任監査員</p> <p>副事務局長</p>
七級	<p>本庁の所長</p> <p>総合調整幹</p> <p>政策幹</p> <p>行政監察幹</p> <p>技術評価幹</p> <p>危機対策幹</p> <p>主席協同組合検査員</p> <p>副参事</p> <p>地域防災幹</p> <p>東松山事務所長</p> <p>本庄事務所長</p> <p>支所長（自動車税事務所大宮支所及びパスポートセンターの支所長に限る。）</p> <p>副研究所長</p> <p>地域機関の室長</p> <p>副センター長（精神保健福祉センターの副</p>

九級	八級
<p> 主に困難な業務を所掌する総合調整幹 IT統括幹 </p>	<p> センター長に限る。 産業技術情報幹 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 議会事務局室長 書記長 監査事務局副事務局長 人事委員会事務局副事務局長 労働委員会事務局副事務局長 収用委員会事務局長 報道長 困難な業務を所掌する総合調整幹 改革政策局長 地域政策局長 困難な業務を所掌する行政監察幹 税務局長 契約局長 スポーツ局長 地域包括ケア局長 少子化対策局長 食品安全局長 雇用労働局長 参事 地域機関の事務局長 研究企画幹 地域機関の局長 副センター長（産業技術総合センターの副 センター長に限る。） 議会事務局副事務局長 困難な業務を所掌する書記長 </p>

教育委員会				
十級	一級	二級	三級	
<p>特に重要な業務を所掌する参事 東京事務所長 特に困難な業務を所掌する書記長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長</p>	<p>知事室長 企画参与 会計管理者 極めて重要な業務を所掌する参事 議会事務局長</p>	<p>司書 学芸員 社会教育主事補 学校保健技師 相当高度の知識又は経験を必要とする司書 相当高度の知識又は経験を必要とする学芸員 専門員</p>	<p>管理主事 指導主事 社会教育主事 主任司書 主任学芸員 所員 県立学校の課長 事務長 高度の知識又は経験を必要とする社会教育主事補 高度の知識又は経験を必要とする学校保健技師 高度の知識又は経験を必要とする司書</p>	

	四級	五級	六級
<p>高度の知識又は経験を必要とする学芸員 主任専門員</p>	<p>困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 困難な業務を分掌する主任司書 困難な業務を分掌する主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 困難な業務を分掌する県立学校の課長 困難な業務を分掌する事務長</p>	<p>主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長</p>	<p>総務幹 調整幹 室長 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 副館長（図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。） 困難な業務を分掌する主任管理主事 困難な業務を分掌する主任指導主事 困難な業務を分掌する主任社会教育主事 困難な業務を分掌する司書主幹 困難な業務を分掌する学芸主幹 困難な業務を分掌する事務局次長</p>

警察本部									
五級	四級	三級	二級	一級	十級	九級	八級	七級	
課（室、隊、校）長補佐	相当困難な業務を分掌する専門員 困難な業務を分掌する係長	係長 専門員	高度の知識又は経験が必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師	警察主事 警察主事 警察技師	極めて重要な業務を所掌する参事 副教育長	特に重要な業務を所掌する参事	参事 総合企画長	報道幹 学校管理幹 学校評価幹 教育指導幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 副参事 主席管理主事 支所長 企画幹	困難な業務を分掌する事務部長 困難な業務を分掌する事務室長
副館長（図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長に限る。） 県立学校の事務局長									

	六級	七級	八級	九級
補佐官 困難な業務を分掌する専門員 警察署の課長	調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長 特に困難な業務を分掌する専門員	主席師範 管理官 総括調査官 主席調査官 主席指導官 主席専門官 附置機関の長	財務局長 参事 理事官	特に重要な業務を所掌する参事

備考

この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち七級から十級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち三級から七級までのものにそれぞれ相当する課付、知事部局の本庁の所付、知事部局の会計管理者付及び教育委員会の所付の職務、基準となる職務のうち三級から八級までのものにそれぞれ相当する知事部局の地域機関の所付（校にあつては校付、場にあつては場付）の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。ただし、警察

本部の職員の職務にあつては、基準となる職務のうち六級から九級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち一級から七級までのものにそれぞれ相当する課付、室付、所付、隊付、方面本部付及び学校付の職務、基準となる職務のうち一級から六級までのものにそれぞれ相当する署付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

ロ 公安職給料表級別職務分類表

警察本部		組織	職務の級	職
八級	七級	六級	五級	四級
室（所、隊）長	調査官 指導官 専門官 次席 副隊長 術科教養部長 困難な業務を分享する室（隊、校）長補佐 困難な業務を分享する補佐官 困難な業務を分享する課長代理 特に困難な業務を分享する専門員	相当困難な業務を分享する室（隊、校）長補佐 相当困難な業務を分享する補佐官 相当困難な業務を分享する課長代理 困難な業務を分享する専門員 困難な業務を分享する主査	室（隊、校）長補佐 補佐官 課長代理 相当困難な業務を分享する専門員 相当困難な業務を分享する主査	専門員 主査

九級	
校長 方面本部長 運輸免許本部長 組織犯罪対策局長	監察官 聴聞官 訟務官 管理官 副部長 副本部長 総括調査官 主席調査官 主席指導官 主席専門官 副校長 初任教養部長 附置機関の長

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち七級から九級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち一級から八級までのものにそれぞれ相当する課付、室付、所付、隊付、方面本部分付、学
 校付及び署付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困
 難及び責任の度が同程度の職務とする。

ハ 研究職給料表級別職務分類表

知事部局	組織	職務の級	職
三級	二級	専門員	
担当部長 主任研究員 専門研究員 主任 主任専門員			

警察本部

四級	五級	一級	二級	三級	四級
地域機関の室長 地域機関の副所長 北部研究所長 森林研究室長 地域機関の副室長 地域保健企画室長 精度管理室長 感染症検査室長 食品微生物検査室長 化学検査室長 技術・事業化支援室長 次長 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う担当部長 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う主任研究員	研究所長	研究員	主任研究員 相当高度の知識又は経験を必要とする研究員	科長 専門員 専門研究員 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任研究員	管理官 主席専門官 附属機関の長 専門官 科長

	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う専門員

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち三級から五級まで（警察本部にあつては一級から五級まで）のものにそれぞれ相当する所付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

ニ 医療職給料表（一） 級別職務分類表

知事部局	組織			職務の級		職
	一級	二級	三級	一級	二級	
	医員	医幹 地域機関の副部長 科長 医長 地域機関の室長 主査	課長 副参事 地域機関の副局長 副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。） 地域機関の副所長 副課長 地域機関の部長 医療安全管理幹 地域保健企画室長 精度管理室長 感染症検査室長 食品微生物検査室長 化学検査室長	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医幹		

四級	副部長 参事 副センター長（総合リハビリテーションセンターの副センター長に限る。） 地域機関の局長
----	--

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち四級のものに相当する部付の職務、基準となる職務のうち二級から四級までのものにそれぞれ相当する所付の職務、基準となる職務のうち二級及び三級のものにそれぞれ相当する課付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

ホ 医療職給料表（二）級別職務分類表

警察本部		教育委員会		知事部局					組織	職務の級	職
二級	一級	四級	三級	七級	六級	五級	四級	三級	職務の級	職	
相当高度の知識又は経験を必要とする警	警察技師	主任専門員	専門員	北部支所長	支所長 次長 地域機関の部長 技師長 主幹	地域機関の課長 科長 副技師長 主査	主任専門員	専門員			

五級	三級	
主査 係長	師 高度の知識又は経験を必要とする警察技	察技師

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち五級及び六級のものにそれぞれ相当する課付及び所付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。ただし、警察本部の職員の職務にあつては、基準となる職務のうち一級から五級までのものにそれぞれ相当する隊付及び学校付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

へ 医療職給料表（三）級別職務分類表

警察本部	教育委員会				知事部局				組織		
	二級	六級	五級	四級	三級	六級	五級	四級	三級	職務の級	職
技師 相当高度の知識又は経験を必要とする警察	困難な業務を行う主幹	主幹 困難な業務を行う主査	主査	主任専門員 専門員	主任専門員 専門員	困難な業務を行う主幹	主幹 困難な業務を行う主査	主査	主任専門員 専門員		

	三級	高度の知識又は経験を必要とする警察技師
	四級	係長
	五級	困難な業務を行う係長 主査

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち四級及び五級のものにそれぞれ相当する課付及び所付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。ただし、警察本部の職員の職務にあつては、基準となる職務のうち二級から五級までのものにそれぞれ相当する課付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

別表第二中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

別表第三中学卒の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第五の備考第四号中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）を」に改める。

別表第六中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（第一条の改正規定に関する経過措置）

- 3 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に埼玉県人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（第二条の改正規定に関する経過措置）

5 第二条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き同一の職（相当する職を含む。以下同じ。）にある職員で、施行日の前日においてその者の属する職務の級が施行日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第十号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第三条第三項に規定する級別基準職務表又は第二条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第三条に規定する級別職務分類表に定めるその者の職の職務に対応する職務の級と異なるものの施行日以後における職務の級は、当該職員が当該職にある間は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（施行日以後に給料表の適用を異にする異動があった職員にあっては、施行日の前日に当該異動があったものとした場合に同日において当該職員に適用されることとなる職務の級）とする。